

# 公共牧場活用和子牛等増産対策事業実施要綱

〔令和2年1月31日付け元生畜第1576号  
農林水産事務次官依命通知〕

## 第1 趣旨

国内外において我が国の畜産物に対する需要が高まる中、これに対応するため、牛肉等畜産物の国内生産の一層の拡大が必要となっている。

こうした中、「総合的なTPP等関連政策大綱」（令和元年12月5日TPP等総合対策本部決定）に即し、肉用牛・酪農経営の生産基盤の強化に資するため、地方公共団体の公共牧場・試験場等が有する広大な草地と高い技術力をフル活用することにより、省力的かつ低コストで輸出に適した優良な和牛を増産するとともに、良質な自給飼料の生産・利用拡大に向けて、難防除雑草駆除技術の実証及び高品質な完全混合飼料（TMR）の安定供給を図る取組を緊急に推進し、繁殖雌牛の飼養頭数の増加、飼料自給率の向上等を図る。

## 第2 用語の定義

### 1 公共牧場機能強化等体制整備事業

- (1) 「公共牧場」とは、草地や施設等を共同利用する牧場であって、地方公共団体、農業協同組合、牧野組合等が管理規程を定めて管理運営するもの（地方公共団体等が和牛等の育種改良・増殖等を行う試験場等を含む。）をいう。
- (2) 「公共牧場機能強化等体制整備計画」とは、輸出に適した高資質和子牛（和子牛のうち、脂肪交雑の期待育種価並びに枝肉重量、ロース芯面積、バラ厚、皮下脂肪厚及び歩留基準値のうち1つ以上の形質の期待育種価が、当該公共牧場が所在する都道府県等において上位2分の1以上であるものをいう。以下同じ。）の増産に向けて公共牧場の草地や施設等の機能強化を図るための具体的な取組について事業実施主体が策定する計画をいう（以下「強化計画」という。）。

### 2 草地難防除雑草駆除技術実証等事業

- (1) 「農業者団体」とは、次のいずれかの団体をいう。
  - ア 農業協同組合連合会
  - イ 農業協同組合
  - ウ 公社（地方公共団体が出資しているものに限る。以下同じ。）
  - エ 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する農事組合法人をいう。以下同じ。）
  - オ 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。以下同じ。）
  - カ 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する特定農業団体をいう。以下同じ。）
  - キ 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての定めがある団体をいう。以下同じ。）
  - ク 事業実施主体が認める団体であって、生産局長が別に定める要件を満たすもの
- (2) 「事業参加者」とは、農業者団体又は当該団体を構成する個々の肉用牛若しくは

酪農経営を行う農業者等をいう。

- (3) 「高位生産草地」とは、高品質かつ高収量な生産性の高い草地をいう。
- (4) 「難防除雑草」とは、有毒であること、家畜の嗜好性が極端に低いことその他の理由により飼料作物の収量又は品質に悪影響を及ぼし、かつ、耕起や除草剤散布といった単一の手法での防除が困難な植物であって、生産局長が別に定めるものをいう。
- (5) 「飼料生産基盤強化計画」とは、草地難防除雑草駆除対策を行う地区の概要や事業実施内容について農業者団体が策定する計画をいう。
- (6) 「難防除雑草駆除計画」とは、草地難防除雑草駆除対策を実施するに当たり、難防除雑草の繁茂状況やその駆除のための具体的な対策について農業者団体が策定する計画をいう。
- (7) 「TMRセンター」とは、完全混合飼料の生産・供給を行う次のいずれかの団体をいう。
  - ア 農業協同組合又は農業協同組合連合会
  - イ 農事組合法人
  - ウ 農事組合法人以外の農地所有適格法人
  - エ 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は独立行政法人農畜産業振興機構がその発行済株式のうち議決権のある株式の総数の過半数を保有しているもの
  - オ 農業を営む個人が株主又は社員となっている株式会社又は会社法（平成17年法律第86号）第575条第1項に規定する持分会社（以下「持分会社」という。）であって、次の①から③までの全ての要件に適合するもの
    - ① 農業を主たる事業として営んでいること。
    - ② 株式会社にあつては、株主の総数が50人以下であり公開会社（会社法第2条第5号に規定する公開会社をいう。）でないこと、かつ、農業を営む個人及び法人がその総株主の議決権の過半数を有していること。
    - ③ 持分会社にあつては、農業を営む個人が業務を執行する社員の数の過半を占めること。
  - カ 事業実施主体が特に必要と認める団体
- (8) 「TMR原料品質改善計画」とは、高品質なTMRの安定供給に向けて、バンカーサイロの補改修やTMR原料となるサイレージの品質向上等の取組内容についてTMRセンターが策定する計画をいう（以下「品質改善計画」という。）。

### 第3 事業内容等

本事業の内容は、次に掲げるとおりとし、事業実施主体及び補助率は、別表に定めるとおりとする。

#### 1 公共牧場機能強化等体制整備事業

##### (1) 機能強化等に係る計画策定

事業実施主体が強化計画の策定のために行う計画検討会の開催、計画策定のための現地調査等の取組

##### (2) 公共牧場機能強化等体制整備

事業実施主体が強化計画に基づき行うア及びイの取組

ア 公共牧場の機能強化等に必要の家畜導入、草地改良等

- イ 公共牧場の機能強化等に必要な施設等の改修・整備
- 2 草地難防除雑草駆除技術実証等事業
  - (1) 草地難防除雑草駆除技術実証事業
    - ア 難防除雑草駆除計画の策定及び対策の活用・普及  
農業者団体が行う難防除雑草駆除計画の策定及びウの取組に関連して行うほ場展示のための看板設置、牧草の収量等のデータ収集及び対策の普及のための会議・研修会開催等に対する助成
    - イ 調査分析  
農業者団体がウの取組を実施するために行う土壌分析、飼料分析、堆肥分析及び地域の概況調査（以下「調査分析」という。）の取組に対する助成
    - ウ 高位生産草地への転換  
農業者団体が難防除雑草駆除計画及び調査分析に基づき行う高位生産草地への転換の取組に対する助成
    - エ 事業推進  
農業者団体が行うアからウまでの取組の円滑な推進に必要な取組
  - (2) 高品質TMR供給支援対策事業
    - ア 調査分析  
TMRセンターが高品質なTMR原料となるサイレージを生産するために行う調査、飼料分析等の取組に対する助成
    - イ TMR原料となるサイレージの品質改善対策  
TMRセンターが品質改善計画に基づき行う以下の取組に対する助成
      - ① バンカーサイロの補改修
      - ② TMR原料となるサイレージの品質向上のための技術実証
    - ウ 事業推進  
事業実施主体が行うイの②の実証技術の普及の取組並びにTMRセンターが行うア及びイの取組の円滑な推進に必要な取組に対する助成

#### 第4 事業実施期間

本事業の実施期間は、補助金の交付決定の日から令和2年3月31日までとする。

#### 第5 事業実施手続

- 1 第3の1の事業については、次のとおりとする。
  - (1) 事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出し、その承認を受けるものとする。
  - (2) 生産局長が別に定める事業実施計画の重要な変更は、（1）に準じて行うものとする。
- 2 第3の2の（1）の事業については、次のとおりとする。
  - (1) 農業者団体は、生産局長が別に定めるところにより飼料生産基盤強化計画を作成し、事業実施主体に提出して、その承認を受けるものとする。
  - (2) 事業実施主体は、（1）により提出された飼料生産基盤強化計画を踏まえ、生産局長が別に定めるところにより事業実施計画を作成し、生産局長に提出して、その承認を受けるものとする。
  - (3) 飼料生産基盤強化計画及び事業実施計画に関して生産局長が別に定める重要な変

更を行う場合の手続は、（１）及び（２）に準じて行うものとする。

3 第3の2の（2）の事業については、次のとおりとする。

- （１）TMRセンターは、生産局長が別に定めるところにより品質改善計画を作成し、事業実施主体に提出して、その承認を受けるものとする。
- （２）事業実施主体は、（１）により提出された品質改善計画を踏まえ、生産局長が別に定めるところにより事業実施計画を作成し、生産局長に提出して、その承認を受けるものとする。
- （３）品質改善計画及び事業実施計画に関して生産局長が別に定める重要な変更を行う場合の手続は、（１）及び（２）に準じて行うものとする。

## 第6 事業の評価

### 1 成果目標及び目標年度並びに事業評価

本事業の事業実施主体は、第3に掲げるそれぞれの事業ごとに生産局長が別に定めるところにより、事業実施計画における成果目標及び目標年度の設定、当該成果目標の達成状況の評価等、適切な事業評価を行うものとする。

### 2 事業費の低減

本事業の事業実施主体は、本事業の実施に当たっては、過剰とみられるような施設等の整備を排除する等、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。

### 3 費用対効果分析

第3の1の（2）のイに掲げる取組の事業実施主体は、事業実施計画の作成に当たり、生産局長が別に定めるところにより費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分に検討するものとする。

## 第7 助成

国は、予算の範囲内で、本事業の実施に必要となる経費について、生産局長が別に定めるところにより事業実施主体に助成するものとする。

## 第8 事業実施状況の報告

事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、本事業の実施状況を第3の1の事業にあっては地方農政局長に、第3の2の（1）及び（2）の事業にあっては生産局長にそれぞれ報告するものとする。

## 第9 事業評価の報告

事業実施主体は、第3に掲げるそれぞれの事業ごとに生産局長が別に定めるところにより本事業の事業評価を取りまとめ、第3の1の事業にあっては地方農政局長に、第3の2の（1）及び（2）の事業にあっては生産局長にそれぞれ報告するものとする。

## 第10 他の施策等との関連

本事業の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

### 1 環境と調和のとれた農業生産活動

事業実施主体は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）に基づき、原則として、事業実施状況報告書の報告期間中に1回以上、本事業の受益者から、点検シートの提出を受けること等により、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとする。

る。ただし、本事業の受益者が、GAP取得チャレンジシステムと同等以上の水準の取組を実践する場合は、この限りでない。

## 2 家畜共済等への加入促進

本事業における受益者は、持続的な事業効果の発現及び経営の安定を図る観点から、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく家畜共済等への積極的な加入に努めるものとする。

## 3 重複助成の禁止

本事業の事業実施主体は同一年度に本事業の助成対象経費について、国（独立行政法人等を含む。）が助成する他の事業による助成を受けることができないものとする。

## 第11 委任

本事業の実施については、この要綱に定めるもののほか、生産局長が別に定めるところによるものとする。

## 附 則

この要綱は、令和2年1月31日から施行する。

別表 事業内容及び補助率（第3関係）

事業内容	事業実施主体	補助率
<p>1 公共牧場機能強化等体制整備事業</p> <p>(1) 強化計画の策定のための検討会の開催、現地調査等の取組</p> <p>(2) 強化計画に基づく公共牧場の機能強化等の取組</p>	<p>次の(1)から(8)までのいずれかに該当する者。</p> <p>なお、農業者の組織する団体の場合は、3戸以上の農業者により構成されているものとする。</p> <p>(1) 地方公共団体</p> <p>(2) 農業協同組合又は農業協同組合連合会</p> <p>(3) 公社</p> <p>(4) 農事組合法人</p> <p>(5) 農事組合法人以外の農地所有適格法人</p> <p>(6) 特定農業団体</p> <p>(7) 農業者の組織する団体</p> <p>(8) 生産局長が別に定める者</p>	<p>定額</p> <p>1/2以内（ただし、家畜を導入する場合の1頭当たりの補助額の上限は、妊娠牛については27.5万円、繁殖に供する雌牛については24.6万円とし、草地改良に係る経費の10a当たりの補助額の上限は1.5万円とする。なお、施工が完了する前において、自然災害による土壌流出その他のやむを得ない理由により再施工が必要と生産局長が認める場合は、この限りでない。）</p>
<p>2 草地難防除雑草駆除技術実証等事業</p> <p>(1) 草地難防除雑草駆除技術実証事業</p> <p>ア 難防除雑草駆除計画の策定及び対策の活用・普及</p> <p>農業者団体が行う難防除雑草駆除計画の策定、ウの取組に関連して行</p>	<p>別に定める公募要領により、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人又は農業協同組合連合会から選定された団体</p>	<p>定額</p>

<p>う看板設置等、対策の普及のための会議等の取組に対する助成</p> <p>イ 調査分析 農業者団体がウの取組を実施するために行う調査分析の取組に対する助成</p> <p>ウ 高位生産草地への転換 農業者団体が難防除雑草駆除計画及び調査分析に基づき行う高位生産草地への転換の取組に対する助成</p> <p>エ 事業推進 アからウまでの取組の円滑な推進に必要な取組</p>		<p>1 / 2 以内</p> <p>1 / 2 以内（ただし、10a当たりの補助額の上限は、1.7万円とする。なお、施工が完了する前において、自然災害による土壌流出その他のやむを得ない理由により再施工が必要と生産局長が認める場合は、この限りでない。）</p> <p>定額</p>
<p>(2) 高品質TMR供給支援対策事業</p> <p>ア 調査分析 TMRセンターが行う調査、飼料分析等の取組に対する助成</p> <p>イ TMR原料となるサイレージの品質改善対策 品質改善計画に基づきTMRセンターが行う次の取組に対する助成</p> <p>① バンカーサイロ補改修</p> <p>② TMR原料となるサイレージの品質向上のための技術実証</p>	<p>別に定める公募要領により、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人又は農業協同組合連合会から選定された団体</p>	<p>1 / 2 以内</p> <p>1 / 2 以内</p>

<p>ウ 事業推進 イの②の実証技術の普及の取組 並びにTMRセンターが行うア及び イの取組の円滑な推進に必要な取組 に対する助成</p>		定額
---	--	----